

# 一般社団法人日本歯科心身医学会学会賞選考委員会内規

令和 2 年 10 月 16 日 制 定

## 1. 名 称

本委員会を一般社団法人日本歯科心身医学会学会賞（以下、学会賞）選考委員会とする。

## 2. 目 的

本学会の発展に顕著な功績を残した者を表彰し、もってその榮譽をたたえるため、学会賞に関する規程を定め、運用を行う。

## 3. 学会賞選考方法について

- 1) 本委員会にて日本歯科心身医学会雑誌に投稿された論文の中から学会賞候補論文を複数選出する。10論文以上の蓄積後に学会賞選考を行うこととする。
- 2) これら候補論文の採点を選考委員に委託する。結果を集計し該当する学会賞論文を理事長に推薦する。
- 3) 学術大会時に表彰を行い、同時に受賞者による講演を行う。
- 4) 学会賞選考のための選考委員の委託について
  - i) 選考委員は、各種委員会正副委員長および本委員会委員とする。
  - ii) 受賞候補者と利害関係にあるものは除外する。
  - iii) その他若干名。

## 4. 選考基準

- 1) 内容が、独創性に富んでいること。
  - 2) 歯科心身医学の発展に貢献していること。
  - 3) 歯科心身医学の実践において有益であること。
  - 4) 本学会の学術活動に貢献が認められること。
- 上記評価を4点法にて行う。ただし倫理的配慮については「ある」、「なし」で採点する。  
例（1点～4点で採点：4点が最も優れている）

附則 本内規は令和2年10月20日より発効する。